

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社蜂谷開発	代表者氏名	蜂谷 学
主たる営業所の所在地	岡山市北区平野595番地1		
許可番号	岡山県知事 般・特-28 第18069号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、石、屋、 電、管、夕、鋼、舗、しゅ、 塗、内、水、消

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月30日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和3年12月14日から同月20日までの7日間			
処分の原因となった事実	法人税法及び地方法人税法違反		
株式会社蜂谷開発の元取締役は、同社の業務に関し、架空外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成26年8月1日から平成27年7月31日、同年8月1日から平成28年7月31日、同年8月1日から平成29年7月31日及び同年8月1日から平成30年7月31日までの事業年度について内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。 これにより、令和3年9月17日に岡山地方裁判所から、法人税法及び地方法人税法違反により、同社の元取締役は懲役1年6か月（執行猶予3年）、同社は罰金900万円の判決を受け、それぞれその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		